

議案第2号

決 議

監査委員は、地方自治体の必置機関として置かれ、定期監査・例月出納検査はもとより、住民監査請求や財政健全化審査に対応するため、日々研鑽に励み、違法・不当の指摘にとどまらず、指導・予防に重点を置いた監査の実施に努め、今まで以上に行政に対する住民の期待と信頼に応えなければならない。

しかしながら、町村における監査体制は、監査委員に課せられた義務と責任を十分に果たすには程遠い現状にあり、監査に対する研修、事務局体制の整備及び監査活動費の確保、監査委員報酬の適正化など監査体制の充実強化が喫緊の課題である。

われわれは、本日ここに「京都府町村監査委員協議会第25回定期総会」を開催し、相互の緊密な連携のもと、決意を新たに、町村における監査機能の充実と監査体制の強化に向け、組織を挙げて邁進することを表明する。

以上、決議する。

令和6年2月1日

京都府町村監査委員協議会
第25回定期総会